

第二体制

深日港

区分：「第二体制(津波避難勧告)」

「津波警報」発表時発出

【小型船】

陸揚げ固縛又は係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

【小型船以外】

荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。

- 1 国際 VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- 2 当直員（船橋当直・無線当直等）を配備すること。
- 3 AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

「大津波警報」発表時発出

【小型船】

陸揚げ固縛又は係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

【小型船以外】

荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。

- 1 国際 VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- 2 当直員（船橋当直・無線当直等）を配備すること。
- 3 AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

区分：「解除」

「大津波警報、津波警報解除」発表時、港内の安全が確認された場合発出

港内における航路障害物や係留施設の損傷、水深減少等の状況から、引き続き港長から航行制限等の措置が講じられる場合がある。